

令和3年度における新型コロナウイルス感染症に関する 国民健康保険の対応について

令和2年度と同様に、以下の制度を引き続き実施します。

1 保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の（1）または（2）に該当する世帯に対して、保険料を減免します。

【対象世帯】

- （1） 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- （2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、以下①～③のすべての要件に該当する世帯
 - 要件① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年中の事業収入等と比べて10分の3以上である
 - 要件② 世帯の主たる生計維持者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下である
 - 要件③ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年中所得の合計が400万円以下である

（参考）令和2年度実績

減免件数 307件 減免額 55,922,900円

2 傷病手当金の支給について

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに傷病手当金を支給します。

【支給対象者】（1）～（3）のすべての要件を満たす人

- （1） 給与等の支払いを受けている人
- （2） 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため4日以上労務に服することができない人
- （3） 労務に服することができない日の給与等の全部または一部が減額された人

（参考）令和2年度実績

支給件数 7件 支給額 332,339円

3 その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件に該当する場合は、保険料の徴収猶予及び換価猶予を行います。